

所得税・市県民税の所得控除

種 類	① 障がい者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障がいがある場合、所得から障がい者控除を差し引くことができます			
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税
	障がい者控除	身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障がい者保健福祉手帳2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障がい者控除	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障がい者保健福祉手帳1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
	同居特別障がい者控除	扶養控除対象の親族が特別障がい者で、かつ同居している場合※	1人当たり 75万円	1人当たり 53万円
※その他にも控除要件があります。詳細は、下記の窓口まで問い合わせてください。				
	② 心身障がい者扶養共済掛金 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます			
手 続	確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください ※ 給与所得者の場合、年末調整で手続きできます			
必要書類等	①障がい者手帳 ②共済掛金の領収書			
窓 口 (問合せ)	下館税務署(所得税) 市役所税務課(市県民税) 勤務先の給与担当者			